

施策評価シート (平成30年度の振り返り、総括)

作成日 平成31年 06月 19日

| | | | |
|--------|-------------------|------|--------------|
| 施策 No. | 29 | 施策名 | 交通安全の推進 |
| 主管課名 | 市民生活課 | 電話番号 | 0285-83-8110 |
| 関係課名 | いきいき高齢課、建設課、学校教育課 | | |

| | | | | | | | | | |
|-------|-------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 施策の対象 | 市民、市内の道路利用者 (車両運転者・歩行者) | | | | | | | | |
| 対象指標名 | 単位 | 24年度実績 | 25年度実績 | 26年度実績 | 27年度実績 | 28年度実績 | 29年度実績 | 30年度実績 | 31年度見込 |
| 人口 | 人 | 81,511 | 80,929 | 80,698 | 80,590 | 79,422 | 79,542 | 79,414 | 79,324 |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|-----------------------------|---|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----------------|
| 施策の意図 | ・交通事故をなくし、市民が安全で安心して生活できる環境づくりを推進する。 | | | | | | | | |
| 成果指標設定の考え方及び指標の把握方法 (算定式など) | ・交通事故発生件数、死傷者数を交通安全の成果指標とする。 (数値：交通白書：真岡警察署) | | | | | | | | |
| 成果指標名 | 単位 | 24年度実績 | 25年度実績 | 26年度実績 | 27年度実績 | 28年度実績 | 29年度実績 | 30年度実績 | 31年度 基本計画目標値 |
| 市内の交通事故発生件数 | 件 | 229 | 212 | 211 | 191 | 181 | 138 | 129 | 190 |
| 市内の交通事故死亡者数 | 人 | 1 | 10 | 4 | 6 | 2 | 4 | 7 | 0 |
| 市内の交通事故負傷者数 | 人 | 289 | 251 | 262 | 229 | 222 | 157 | 144 | 220 |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|-------------------------|---|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 施策の成果向上に向けての住民と行政との役割分担 | <ul style="list-style-type: none"> ・市民は、「事故にあわない、事故を起こさない」ために、一人一人が交通ルールを守り、交通マナーの向上に努める。 ・行政は、交通事故防止のための各種啓発や環境整備として、道路及び交通安全施設の整備を図る。 | | | | | | | | |
|-------------------------|---|--|--|--|--|--|--|--|--|

1. 施策の成果水準とその背景（近隣他市や以前との比較、特徴、その要因と考えられること）

(1) 施策成果の時系列比較（過去3年間の比較）

・交通事故発生件数及び負傷者数は減少傾向にあるが、死亡者数は増加している。発生件数の減少の要因としては、道路交通環境の整備、交通安全啓発活動の普及徹底、衝突安全性能の向上等が考えられる。

県内の交通事故の第一当事者の原因は、脇見運転、安全不確認等の安全運転義務違反で43.6%を占める。

管内における事故原因でも、脇見運転、安全不確認等の安全運転義務違反が、181件のうち143件（79.0%）である。

(2) 近隣他市との比較

・平成30年の人口10万人当たりの件数等で県内14市を比較すると、交通事故発生件数は、ワースト1位が矢板市の320.1件、本市は162.2件で13位である。

死者数は、ワースト1位がさくら市の11.2人、本市は8.8人で3位である。

負傷者数は、ワースト1位が矢板市の432.0人、本市は181.1人で13位である。

また、栃木県の平均値（交通事故発生件数244.0件、死者数5.0人、負傷者数305.0人）と比較すると、交通事故発生件数及び負傷者数は県の平均値より低い水準となっており、死者数は高くなっている。

(3) 住民期待水準との比較

・市民意向調査の結果を見ると、交通安全施設の整備状況について、良い・どちらかと言えば良いの合計が平成28年度：57.3%、平成29年度：60.4%、平成30年度：58.0%となっている。

・また、まちづくりに力を入れて欲しい施策で「交通安全対策」は、平成28年度が13.8%、平成29年度が10.9%、平成30年度は14.7%となっている。

30年度の
評価結果

2. 施策の成果実績に対してのこれまでの主な取り組み（事務事業）の総括

・安全・安心の地域づくり推進事業の中で、交通安全についての座談会などを118回実施した。

・春、秋、年末の交通安全県民総ぐるみ運動では、関係者による街頭指導を行った。また、各地区の交通安全協会も主体的に活動を行った。

・交通教育指導員が全小学校、幼稚園、保育所、老人研修センター、地域座談会などを利用し、延べ170回、17,455人を対象に交通安全指導を行った。この内、高齢者を対象としたものは35回で、1,166人となっている。また、小学生を対象に、栃木県トラック協会芳賀支部と連携を図り、交差点での内輪差や巻き込み防止の訓練を実施した。

・交通指導員40名を委嘱し、小・中学生の登校時等の安全確保を行った。

・交通安全市民大会（739名参加）を毎年開催し、交通安全の普及・啓発に努めている。

・交通死亡事故が発生した場合には、警察署、道路管理者、安全安心課で現場診断を実施し、再発防止に向け、交通安全施設等（警戒標識の設置、路面表示等）の整備を行い、交通環境の改善に努めている。

・高齢者対策として、県が高齢者の運転行動の改善を目的にツインリンクもてぎで毎年開催する「しあわせ高齢ドライバーズスクール」に、7名が参加した。

・平成28年度開始の高齢者運転免許証自主返納支援事業により、いちごタクシーといちごバスの共通無料券を交付し、また、平成29年度より追加した支援事業により、民間タクシー利用券を交付した。

・自転車の安全利用については、真岡警察署と連携し、高寺交差点等において路上での実地指導を開催した。また、改正道路交通法（平成27年6月施行）に義務付けられた「自転車運転者講習」及び、栃木県道路交通法施行細則の一部改正（平成27年9月施行）に伴う「自転車運転中の危険行為の禁止」についての周知・啓発を実施した。

・「通学路交通安全プログラム」を策定し、真岡警察署・真岡土木事務所・学校・市による通学路の安全対策を実施した。

・交通安全施設の整備と維持管理

・歩道（延長） 平成30年度末：219Km

・カーブミラー 平成30年度末：3,088基（新設24基、移設撤去19基、修繕38基）

・赤色回転灯 平成30年度末：185灯（撤去1灯、修繕21灯）

・交通信号機 平成30年度末：199基（新設0基） 県公安委員会が設置決定

| | |
|-----------------------|--|
| <p>30年度の 評価結果</p> | <p>3. 施策の課題認識と改革改善の方向</p> |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・交通安全施設等の整備を進める。 ・事故防止のために、薄暮時のヘッドライトの早めの点灯と夜間のこまめなライト上向き切換えを啓発する。 ・夜間の歩行者等の反射材の着用、全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底などを啓発していく。 ・小・中学生の自転車マナー教育の徹底や高齢者向けの交通教育の充実を図ると共に、子どもや高齢者に優しい3S運動（see：子どもや高齢者をいち早く発見する。動きをよく見る。slow：子どもや高齢者を見たら減速する。stop：危険を感じたら停止する）やスピードダウン運動（いつもより5キロは減速安全運転）を実施する。 ・高齢者対策としては、栃木県警察本部が主体となって発足し、高齢者との対話を重視した活動を行うKAT40（高齢者・安全教育・チーム）と連携して、交通安全の啓発を推進する。 <p>また、交通安全講話での芳賀型事故の注意喚起や、道路上などでの実地指導を取り入れた座談会を警察と連携を図りながら実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通ルールの厳守とマナーの向上を図るため、道路交通法の改正等がある場合等は、運動の推進会議・座談会等、あらゆる機会を通じて広報活動を行い啓発していく。 ・「通学路交通安全プログラム」に基づき、真岡警察署・真岡土木事務所・学校・市による通学路の安全対策を継続的に実施する。 ・平成29年度から、高齢者運転免許証自主返納支援事業として、返納者に対し、いちごタクシーといちごバスの共通無料券交付に加え、民間タクシー利用券を月2枚、年間24枚を限度に交付している。平成31年度からいちごタクシーといちごバスの共通無料券の有効期限を無期限に拡充。 |
| <p>補足事項</p> | |